佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成31年２月１日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

佐賀県規則第２号

佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第10条第２項の規定に基づき、知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　小型くろまぐろ　30キログラム未満のくろまぐろをいう。

(2)　大型くろまぐろ　30キログラム以上のくろまぐろをいう。

(3)　管理期間　小型くろまぐろ又は大型くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第３条第１項の基本計画で定める期間をいう。

(4)　定置漁業等　漁業法（昭和24年法律第267号）第６条第３項に規定する定置漁業、同条第５項第２号に規定する第２種共同漁業及び佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号）第７条第15号に規定する小型定置網漁業をいう。

（採捕状況の告示）

第３条　知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(1)　小型くろまぐろ又は大型くろまぐろの採捕の数量（以下「採捕の数量」という。）が、知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(2)　定置漁業等に係る採捕の数量が、法第４条第１項の都道府県計画（以下「県計画」という。）で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(3)　定置漁業等以外の漁業に係る採捕の数量が、県計画で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

（採捕の停止）

第４条　知事が前条の規定により次の各号に掲げる規定に該当する旨の告示をした場合には、当該各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

(1)　前条第１号　定置漁業等、定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者

(2)　前条第２号　定置漁業等を営む者

(3)　前条第３号　定置漁業等以外の漁業及び遊漁船業を営む者並びに遊漁を行う者

附　則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。